

不要なお皿の買い取りのほずが、大切な貴金属も強引に買い取られた！ 一訪問購入のトラブルが増えていますー

購入業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入」に関する相談が、全国の消費生活センター等に寄せられており、ここ数年増加しています。契約当事者が60歳以上の割合が全体の8割近くを占めているという特徴があり、特に高齢者に注意してほしいトラブルです。

訪問購入については、特定商取引に関する法律（以下、特商法）においてルールが定められていますが、相談の内容をみると、ルールを守らない購入業者によるトラブルが生じています。

主な相談事例

- 【事例1】困っている人の役に立つと言われ訪問を承諾したが、とにかく家に上がろうとする
- 【事例2】断ってもしつこく勧誘され、長く話し込んで個人情報を書き留めた
- 【事例3】皿だけのほずが、売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られてしまった
- 【事例4】断ってもしつこく居座られ、二束三文で貴金属を買い取られてしまった
- 【事例5】クーリング・オフ後返品してもらったが、指輪が2つ足りない

相談事例から見る特徴と問題点

- ①電話であの手この手で来訪の承諾を得ようとする
- ②突然訪問してきてしつこく勧誘、とにかく家に上がろうとする
- ③購入業者名や、どの種類の物品について訪問購入の勧誘をするか告げていない
- ④売るつもりがなかった物品も強引に買い取られる
- ⑤物品名や価格を具体的に記載した書面を渡されない
- ⑥消費者はクーリング・オフ期間中、物品の引渡しを拒むことができないことを伝えていない

消費者へのアドバイス

- ①購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう
- ②突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう
- ③事前に、購入業者の名称、買い取ってもらう物品の対象をしっかりと確認しましょう
- ④買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう
- ⑤購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう
- ⑥クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引渡しを拒むことができます
- ⑦トラブルになった場合や不安がある場合は、消費生活センターに相談しましょう

【国民生活センター】

消費生活センター等への相談は、家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも可能です。高齢者の消費者トラブルを防ぐには、不審な人間が出入りしていたり、困った様子が見えたりしないか等、日頃から高齢者の生活や言動、態度などを見守り、身近にいる周りの方が変化にいち早く気付くことがとても重要です。身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気付いた場合は、できるだけ早く相談してください。

★クイズ★「3R推進月間」買うときにイメージできる？3年後の服

10月は「3R推進月間」

思い立って断捨離をはじめてみると、「この服、最近着ていないなあ。」ということはありませんか。衣服を購入するとき、3年後に自分がその服を着ているイメージができるか考えて、長く着ることができるものを買きましょう。

問題：1年間1回も着られていない服、一人あたりの平均枚数はどれくらいでしょう？

- ①約25枚 ②約18枚 ③約11枚 ④約5枚

※答えは裏面



注意

きっかけは訪問購入？
犯罪まがいの深刻なトラブル
-こんな事例が寄せられています-

1

何でも買い取ります。
貧しい国に
寄付します。

見せるだけなら...

2

貴金属も見せて

3

あれ、いない...

4

指輪がない！
持ち去られた！？

トラブルにあわないために

- ⚠ 突然訪問してきた購入業者は家に入れない！
- ⚠ 購入業者から電話がかかってきても、
安易に訪問を承諾しない！
- ⚠ 購入業者から勧誘を受けて訪問を承諾する場合は、
一人で対応しない、絶対に目を離さない！

国民生活センター（2024年9月）

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

「セルフエステ」の契約トラブルに注意
ー特に「セルフホワイトニング」に関する相談が増えていますー

全国の消費生活センターには、「セルフエステ」に関する相談、特に「セルフホワイトニング」（歯を白くする）の相談件数が大きく増加しています。「無料期間中に解約可能と言われたのに実際は解約できなかった」「解約するには違約金がかかる」など、インターネットやSNSの広告等をきっかけに無料体験へ出向いたところ、事前の説明と異なっていたり、解約条件についてトラブルになったという相談が寄せられています。

主な相談事例

【事例1】「1ヶ月無料、無料期間中に解約可能」と言われて契約したが、無料期間内に解約を申し出たところ、事前の説明のなかった違約金を請求された

【事例2】SNSの広告を見て、無料体験に行ったところ、「絶対お得」などと契約を強く勧められ断り切れずに契約してしまった

【事例3】回数券を契約後、長期的に通えるか不安になったのでクーリング・オフを申し出たが応じてもらえなかった

消費者へのアドバイス

①「セルフエステ」は、一般にクーリング・オフできません

「セルフエステ」は、自身でエステ機器等を使用するため、一般に特定商取引法の対象外と解されており、クーリング・オフや契約書の交付義務、中途解約のルール等は適用されません。事前に契約内容や解約条件等について確認し、納得した上で契約するようにしましょう。

②“無料”という言葉にご注意ください

強引と感じる勧誘を受けても、契約の必要がない場合やもう少し検討したいと思ったらその場で契約せず、きっぱりと断りましょう。

③「セルフエステ」は安価であることが多く、手軽に試しやすいですが、契約する際には契約期間や違約金の有無など、契約内容をよく確認しましょう

特に、長期間の契約や回数券を購入する場合には、継続できるかどうかや中途解約の可否も踏まえ、慎重に検討しましょう。

【国民生活センター】

《コラム》10月は「食品ロス削減月間」

～県消費者法務専門員：中川まな美（弁護士）～

食品ロスの推進に関する法律（食品ロス削減法）により、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」と指定されているそうです。

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。令和4年度の食品ロス量は、472万トンもあったそうです。

ところで、みなさんは、「てまえどり」という言葉をご存じですか。お店では、消費期限が近い商品を商品棚の手前に並べていますね。そこで、消費者が積極的に商品棚の手前にある商品を買うようにして、食品ロスを少なくしようという取り組みです。今年の消費者月間では、消費者庁、農林水産省、環境省、一般社団法人日本フランチチェーン協会が連携し、コンビニエンスストアで「てまえどり」の啓発を行っています。

一昔前であれば、商品棚の後ろの方には新しい商品が並んでいるので、後ろの方から商品を取って買うというのが賢い買い物というような考え方もあったような気がします。けれども、現代では、消費者それぞれが社会的課題の解決を考慮しながら消費活動を行うこと、つまり「エシカル消費」が求められています。そして、食品ロス削減は、消費者一人一人が解決を考慮すべき社会的課題にほかなりません。「てまえどり」は、この社会的課題の解決に向け、私たち一人一人ができる小さな取り組みです。

習慣で、商品棚の後ろの方に一生懸命手を伸ばして、商品を取って買っていませんか。家に帰ってすぐ食べるのであれば、消費期限が近づいている商品でも、買うことに全く問題ないはずです。スーパーでのあなたの行動を見ている人がいますよ。自分の消費行動を見直してみましょう。

★クイズの答え 正解：①

正解は「約25枚」です。1年間1回も着られていない服は一人あたり25枚もあります。衣服の製造・廃棄には多くの環境負荷がかかっています。家庭にしまい込まれている服は譲渡やフリーマーケットの活用で服の「シェア」をしてみても。リメイク（アップサイクル）もいいですね。服の無駄をなくしましょう。

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

